

## リスク管理債権情報（参考）

（単位：千円、％）

区 分	平成30年度
破綻先債権 (A)	727
延滞債権 (B)	548
3箇月以上延滞債権 (C)	2,210
貸出条件緩和債権 (D)	313
合計 (E) = (A) + (B) + (C) + (D)	3,799
総貸付残高 (F)	1,195,600
比率 (E) / (F) × 100	0.32

（備考） 金額の千円未満は、切捨て表示しています。

- （注）破 綻 先 債 権 (A) : 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
- 延 滞 債 権 (B) : 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- 3 箇 月 以 上 延 滞 債 権 (C) : 3箇月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3箇月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
- 貸 出 条 件 緩 和 債 権 (D) : 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3箇月以上延滞債権に該当しない貸出金です。